

## 積算内訳書の提出について

当社が希望型指名競争入札で執行する工事等については、入札金額の算出根拠となる積算内訳書の提出が必要となりますので以下の事項に留意して下さい。

### 1 積算内訳書提出の対象

業種・金額等に関わらず、希望型指名競争入札により執行する全ての工事等の入札参加者は積算内訳書を提出してください。

### 2 積算内訳書の作成及び提出方法

(1) 記載事項は以下のとおりとします。

ア 工事等の件名

イ 入札者の所在地、商号及び名称、代表者の職・氏名及び印鑑（J Vの場合は、代表構成員のもののみで足りることとします。）

ウ 入札金額の内訳（当該競争入札に際し、参考資料として配付した数量内訳書の、設計金額合計までの大内訳書とし、各項目に該当する金額を記載してください。）

(2) 様式は当該競争入札の数量内訳書の項目に準じたものとしてください。用紙サイズはA 4（縦・横自由）とします。

(3) 提出方法は、入札書投函と同時に提出するものとします。

### 3 積算内訳書の作成にあたっての注意事項等

(1) 積算内訳書は、入札金額に対応する内容で作成してください。

(2) 競争入札の適正な執行を図るため、表紙等を付して、他の入札参加者に記載した金額を知られることがないようにしてください。

(3) 積算内訳書を提出できない場合は、失格とします。

(4) 最低価格入札者の積算内訳書の内容を確認後、落札決定します。

(5) 提出された積算内訳書は返却しません。

(6) 必要に応じ、提出された積算内訳書を精査する場合があります、別途詳細な積算内訳書の提出を求める場合があります。

(7) 談合があると疑うに足りる事実があった場合は、積算内訳書を公正取引委員会等に提出します。また、落札決定後又は契約締結後であっても、談合等の事実が発覚した場合は、当該落札決定又は契約を取り消します。